

会 議 録

1 会議名

平成27年度 第1回上越市福祉有償運送運営協議会

2 議題（公開・非公開の別）

(1) 登録団体の更新申請について（公開）

- ・ N P O法人 三和区振興会 （登録期限：H28.3.25 まで）
- ・ 社会福祉法人 みんなでいきる （登録期限：H28.4.1 まで）

(2) 報告事項（公開）

- ・ 監査実施報告について
- ・ 福祉有償運送実績報告について

3 開催日時

平成28年3月23日（水）午後1時30分から午後3時

4 開催場所

上越文化会館4階 中会議室

5 傍聴人の数

1人

6 非公開の理由

なし

7 出席した者（傍聴人を除く。）氏名（敬称略）

- ・ 委員：蝶名林幸雄（代理 佐久間敏之）、樋口秀、片桐公彦、岡武夫、
山川美香、野本宏之、丸山浩秋、板垣島美子、川上宏（代理 布施徹）、
岩野俊彦（代理 牛木秀人）
- ・ 事務局：福祉課 南雲副課長、小林係長、大島主任

8 発言の内容

会長挨拶

樋口会長 : 本日はご多忙の中、出席ありがとうございます。

平成 18 年から開始した福祉有償運送は、障害をお持ちの方や要介護者など、移動や外出が制約され、十分な輸送手段が確保できない方にとっては、重要な役割を担っています。

引き続き、外出が困難な方に対して支援が行えるよう、委員の皆様からご意見願います。

議題

(1) 登録団体の更新申請について

樋口会長 : それでは、議事にはいります。

議題(1)の「登録団体の更新申請について」です。事務局から説明をお願いします。

事務局 : 今回の更新は「NPO法人 三和区振興会」と「社会福祉法人 みんなでいきる」の2団体です。

2団体の更新にあたり、事前に3月2日に開催した「上越市福祉有償運送運営協議会小委員会」において、更新資料の確認を実施し、新潟県交通政策局に提出したところです。福祉有償運送の更新手続きでは、あわせて地域の運営協議会の合意が必要となることから、委員による審議を行い、合意の有無を諮りたいと思います。

最初に「NPO法人 三和区振興会」の代表者から申請の内容を説明いただき、説明終了後、質疑応答の時間を設け、その後審議を行います。

審議は委員のみで行いますので、説明団体のほか、傍聴者、記者、他の更新団体については、一旦ご退席をお願いします。審議終了後に、退席者入室ののち、審議結果を伝えます。「NPO法人 三和区振興会」が終了後は、「社会福祉法人 みんなでいきる」も同様に進めたいと思います。以上です。

樋口会長 : ただいま、事務局から審議の進め方について、説明がありました
が、委員の皆さんご異議ありませんか。

それでは申請者の「NPO法人 三和区振興会」の代表者は、説明をお願いします。

三和区振興会 : (更新内容の説明)

- ・平成 26 年 4 月に「さんわささえあい」から事業を引継ぎ運営
- ・主な利用者は要介護者及び身体障害者
- ・利用の 9 割以上が通院目的
- ・登録車両は法人所有の 1 台に縮小し、運転手の持ち込み車両は申請しない。
- ・停留所まで行くことができない方にとっては、地域の大切な交通手段である。
- ・運転体制は、専任の運転手を 1 名確保。専任の運転手が運転できない場合、他の 3 名が運行する体制としている。
- ・運転手の確保が困難であることから、事業は現状維持で精一杯。但し、次回の更新までは、移動が制約される方達の交通手段として可能な限り提供する。

樋口会長 : ありがとうございます。では質疑に入ります。委員は、ご意見・ご質問ありませんか。

山川委員 : 利用者名簿を見ると高齢者が多く、利用者にとっては大変ありがたい交通手段であると考えられます。利用者は公共の交通手段を利用するのは困難ですか。

三和区振興会 : 平成 27 年 4 月にバス路線が拡充されたが、必ずしも利用者の近くに停留所があるわけではないため、バスの利用が困難な方がいます。

丸山委員 : 登録車両の台数について、法人所有の車両に限定したことは安全

性の面で評価できる。続いて、3点について確認したい。

運転手のアルコールのチェック体制をどのようにしているか
要支援・要介護者の利用について、要介護区分の違いにより、
利用頻度が多い等、利用状況に違いはあるか
人工透析の利用者に対し、福祉有償運送以外での交通手段に
移行することはできないか

三和区振興会 : (回答)

福祉有償運送の利用に際し、前日昼までに申込みを受けており、利用申込みがあった場合は、運転手に対し、前日の飲酒を控えるように話をしています。また、専任の運転手は前職でタクシーの運転をしており安全に対する認識は高いです。
要介護の区分による利用状況に特段の違いはありません。
利用会員の中で、人工透析患者は4名。いずれも福祉有償運送の利用を希望しているため、利用を希望する限り、福祉有償運送の提供を行います。

佐久間委員 : アルコールチェッカーについて、福祉有償運送においては必須ではないが、命を預かる業務であるため、導入に向けて検討いただきたい。

樋口会長 : 他にご意見・ご質問ありませんか。

それでは、これより更新の審議に入りますので、NPO法人 三和区振興会の他、協議会委員及び事務局以外の方はご退席をお願いします。

(審議) 反対意見なし

「NPO法人 三和区振興会」の更新について、合意に至ったということでしょうか。

それでは、合意することで決定します。

樋口会長 : 続きまして「社会福祉法人みんなでいきる」の更新について、「社会福祉法人みんなでいきる」の代表者は説明をお願いします。

みんなでいきる : (更新内容の説明)

- ・福祉有償運送の目的として、ヘルパー事業である移動支援、行動援護サービスの交通手段として運営していた。
- ・平成 28 年 2 月末を持ってヘルパー事業を一部休止。ヘルパー事業の交通手段として福祉有償運送の利用見込みがなくなったことから、登録者数が 116 名から 2 名に減少した。
- ・利用登録者の 2 名については、通所型の福祉サービスの送迎を目的として、利用希望を受けたもの。
- ・前回の利用登録者は 116 名であるが、実際に福祉有償運送を利用していたのは 30 名程度。
- ・ヘルパー事業の休止に伴い、今までの約 30 名の利用者については、利用者と個別協議を行ったうえ、他の通所型サービスへの振り分けや、他事業所への移行等の対応を行った。
- ・車両台数、運転者数には大きな変更はない。
- ・利用登録者数に対し、車両台数及び運転者数は過大であるが、利用希望を受けた際に、随時対応が可能となるよう登録するもの。但し、次回の更新時には運営実態とあわせ見直しを行う。
- ・ヘルパー事業は休止であり、今後を見据え福祉有償運送は更新としたい

樋口会長 : ありがとうございました。では質疑に入ります。委員はご意見、ご質問ありませんか。

佐久間委員 : ヘルパー事業を再開した場合、「運送しようとする旅客の範囲」など、県の交通政策局に軽微な変更の届出が必要となる。事務局に対しての質問であるが、事業所が軽微な変更を行う際に、事務局がどのように把握し、また各委員に連絡を行うのですか。

事務局 : 軽微な変更を行う場合、事業所には事務局にも連絡を依頼している。変更の内容に応じ、委員への連絡が必要な場合は、事務局から各委員に連絡を行います。

丸山委員 : 福祉有償運送を利用していた約 30 名の方について、他のサービスに移行したとの話であるが、法人内で対応したのですか。

みんなでききる : 法人内の通所系のサービスに移行したが、一部、市内のヘルパー事業を実施している他事業所に移行した方もいます。

丸山委員 : 登録申請の様式 2-2 には「公共交通空白地有償運送」の項目があるが、これはどのような内容ですか。

佐久間委員 : 「公共交通空白地有償運送」とは、制度が改称される前の「過疎地有償運送」の制度のことです。「過疎地有償運送」を実施していないのであれば必要がない項目であるが、新潟県に権限を移した際に、福祉有償運送の様式の中に、「公共交通空白地有償運送」の項目が組み込まれたものと理解いただきたい。

野本委員 : 1 キロあたりの運賃であるが、先ほどの三和区振興会の運賃と倍額で少ないが、この額で問題ないですか。

みんなでききる : 1 キロあたりの運賃について、当時のガソリン代や車両の維持費を正確に割り返したのではなく、利用状況の実態に即して設定したものです。事務所のエリアによって運賃に差が生じたものと認識しています。

法人の運営は障害福祉の介護報酬で運営しており、福祉有償運送の運賃は収入の一部であります。また多くの車両を有しているが、すべてを福祉有償運送で使用しているのではなく、他の介護事業の送迎や、事務用として兼用しており財政的な面では問題はないです。

樋口会長 : 他にご意見・ご質問ありませんか。

それでは、これより更新の審議に入りますので、「社会福祉法人 みんなでいきる」の他、協議会委員及び事務局以外の方はご退席願います。

(審議) 反対意見なし

「社会福祉法人 みんなでいきる」の更新について、合意に至ったということによいでしょうか。

それでは、合意することで決定します。

今後の更新手続きについて、事務局から説明をお願いします。

事務局 : それでは、今後の更新手続きについて説明します。今ほどの運営協議会の決定を受けて、運営協議会の主宰者である上越市長から「運営協議会において協議が調ったことを証する書類」を「NPO 法人 三和区振興会」と「社会福祉法人 みんなでいきる」の2団体に交付します。[資料 3-1](#) [資料 3-2](#)をご覧ください。こちらは更新団体の申請内容を基とした「運営協議会において協議が調ったことを証する書類」の案となりますが、今ほどの合意を受けたので、協議が整ったことを証する書類を更新団体に交付するほか、あわせて新潟県交通政策局へ提出します。新潟県交通政策局で審査が行われた後、更新登録が行われることとなりますので、よろしく願います。

樋口会長 : 今ほどの説明で意見、質問等はありませんでしょうか。

佐久間委員 : 1点報告となりますが、平成27年4月1日から自家用有償旅客運送の事務及び権限が新潟県に委譲されました。今までは新潟運輸支局で登録の事務を行っていましたが、現在は新潟県交通政策局で事務を行っているところです。

樋口会長 : 新潟運輸支局の関わりはどのようになったのですか。

佐久間委員 : 自家用有償旅客運送は道路運送法の 78 条に基づいている運送行為であるため、引き続き、事業の設計や法律の設計に関しては、私ども国土交通省が関わります。あわせてこのような協議会の委員のとして引き続き関わりますので、よろしくをお願いします。

樋口会長 : 新潟県を協議会の委員として含める予定はありますか。

事務局 : 現時点ではそこまでの予定はありません。

佐久間委員 : 協議会の委員として県を含めなければならないということはありません。今後の審議の中で県の意見を踏まえて議論が必要な場合は、県に依頼する場面もあるかと思われます。

片桐委員 : 軽微な変更についても、県が申請先となるのですか。

佐久間委員 : 県が申請先となります。

事務局 : 現在の上越市福祉有償運送運営協議会設置要綱では、協議会委員には県を含めておりませんが、事務が県に移譲したことに伴い、県を委員に含めることについては、設置要綱の見直しを合わせて検討します。

(2) 報告事項について

樋口会長 : 続きまして、議題(2)報告事項に移ります。
「監査実施報告について」、事務局から説明をお願いします。

事務局 : 資料No4をご確認ください。3月2日に開催しました小委員会終了後に、更新団体の「NPO法人 三和区振興会」と「社会福祉法人 みんなでいきる」の監査を岡委員と野本委員の2名により、上越市ガス水道局で監査を実施しました。「運行記録」「運転前点検表」「運転台帳」等の資料を確認し、両団体とも問題のあるような

指摘事項はありませんでした。

1点、野本委員からの指摘として、福祉有償運送をおこなっていることが分かるような表示の確認として、車両にステッカーが貼付されているか写真による確認を行いました。写真に車両のナンバーが写っていないとの指摘がありました。この点につきましては、今後、監査を行う際に、車のナンバーを含め写真を撮るように事務局から実施団体に連絡します。

樋口会長 : 今ほどの説明で意見、質問等がありますでしょうか。

野本委員 : 交通事業者の立場として、監査の際に車のナンバーも確認できるよう指摘をしたものである。事務局から今後の監査に反映することであれば、それにこしたことはありません。

丸山委員 : 今回の更新団体では持ち込み車両はないが、ガイドラインの中では一般車両の使用が可能とされているため、協議会の中で車両の安全性が担保できるよう協議会の中で議論が必要と思われます。

佐久間委員 : 登録車両を制限することにより福祉有償運送を圧縮することが考えられるため、ローカルルールのように厳しい制限となる恐れがあり、安全性については、地域の実情に応じて検討することになります。

事務局 : 参考資料2「上越版ガイドライン」をご覧ください。使用車両の条件については、独自にルールを設けているものではなく、福祉有償運送のガイドラインに沿ったものであります。但し、丸山委員の意見から、一般車両の申請があった場合については、安全性を担保できるよう検討します。

岡委員 : 私たちの会員の中で、通院の送迎の際に待機時間が長い利用者がいます。2、3時間ほど待機することがあるが、運転手が束縛されるの

で待機料金の設定を検討しています。皆さんから意見をいただいたなかで、1時間で200円程度いただきたいと考えています。待機料金をいただく場合、協議会の承認が必要となるか意見をいただきたい。

佐久間委員 : 待機料金を設定している地域があるかについて、資料がないため申し上げられないが、運輸支局が登録の権限を持っていた時は、運賃等の料金については登録事項ではないため、申請において制限するものではなく、地域の協議会の中で協議する事項であります。福祉有償運送の料金の目安がタクシーの上限運賃の二分の一を超えない範囲とされており、その点の影響も踏まえて議論が必要となります。

樋口会長 : 待機料金を設定することは問題ないですか。

佐久間委員 : 問題ない。

事務局 : 待機料金については事例がなく他市等の資料もないが、料金を変更することについては協議会の中で合意が必要となります。交通事業者の委員に確認したいが、待機料金は設定していますか。

野本委員 : 待機料金はあり、許可を受けたうえの料金体系となっています。

事務局 : 安塚区は福祉有償運送を行っている地域の中で旧上越市から最も遠い地域であり、待機時間の影響が大きい場所であるため、待機料金の議論を行うための資料を収集し、別途協議を行うこととします。

樋口会長 : 待機料金の設定は緊急の話でありますか。

岡委員 : 可能であれば早く協議を行いたい。

樋口会長 : NPO法人雪のふるさと安塚においては待機料金の金額の妥当性等について検討するとともに、事務局では待機料金の事例等の資料を収集し協議会の議論ができる状態としてください。

3月2日に福祉有償運送運営協議会小委員会を開催しているが、小委員会について何か報告はありますか。

事務局 : 参考資料1をご覧ください。小委員会の目的として、申請に係る資料の内容の確認、及び福祉有償運送を行う団体が法令等を遵守しているかを監査し、その結果を運営協議会に報告するものとされています。よって、更新団体から提出された更新資料については、小委員会の中で確認し、新潟県交通政策局に提出しています。合わせて、福祉有償運送の運営が適切に行われているか監査を実施したところです。

野本委員 : 小委員会において更新団体から提出された資料を確認しており、また、監査チェック表のとおりであるが、運営監査をしているところであるため、更新の承認をしたところであります。

樋口会長 : 次に「福祉有償運送実績報告」について、事務局から説明をお願いします。

事務局 : 福祉有償運送登録5団体の実績報告を行います。

事前に資料No5を配布していますので、団体ごとの詳細な説明はしませんが、実施団体の傾向を説明いたします。

事務局から実績報告を説明

樋口会長 : 今ほど事務局から説明がありましたことについて、ご意見、ご質問がありましたらお願いします。

(意見なし)

(3) その他

樋口会長 : それでは、他にご意見、ご質問がありませんので、議題の3「その他」に移ります。事務局から何かありましたらお願いします。

事務局 : 事務局から2点ご連絡します。

初めに、運営協議会委員の任期について、現在の委員の任期が今年の6月30日までとなっています。新委員の選任については、改めて各団体及び各委員に相談いたしますのでお願いします。

2点目として、次回の協議会では「上越市福祉運送 上越版ガイドライン」特に、運送対象の形態について見直しの協議を行いたいと考えています。

協議に当たり事務局では「上越市の移動制約者の現状」「福祉有償運送を新たに実施可能な事業者」「他市の福祉有償運送の実情」等の資料をまとめたいと考えています。

については、現委員から、このような資料があればよいのではないか等、ご意見がありましたらお願いします。

事務局からの説明は以上です。

樋口会長 : ただいまの事務局の説明について、折角の機会ですので、福祉有償運送全体を通して、ご意見はありますでしょうか。

山川委員 : 知的障がい児者の保護者としての意見ですが、自分一人では外出ができない。保護者がいなければ信号とか車の危険がわからない。そこで支援をいただいたのが片桐委員の立ち上げた「りとりらいふ」現在は「みんなでいきる」であって、今休止している事業なのですけれども。私は「上越市手をつなぐ育成会」の事務局も務めており、知的障がい児者の家族が高齢となってケースを見ているが、家族が高齢になるとさらに外出が困難となり、障がい者の社会参加には移動手段の提供がテーマとなっています。育成会の先輩方は制度が充実していない時代であったため、家族ですべて支援を行って

いました。しかし現在では、いろいろな福祉サービスの制度ができているほか、福祉サービスを利用することについて皆様からの理解が得られ、タクシー料金の1割引など受けられるようになってきております。

今後、福祉有償運送とか交通事業者の力を借りて、上越の地域で移動が困難な方に対して、お互いがどのようにサポートしていければよいかなど、障がいを持った方が幸せに暮らせるような理想の話ができるような形としたいです。

私たち家族はお金をかけないでサービスを受けられるとは思ってはいません。しかし、毎回外出にタクシーを使用できるものでもないため折り合いを見つけなければならない。他市ではこのような取組をしている、この地域では何が足りない、この部分では連携ができる等の協議をしていきたい。

樋口会長 : 今の意見に対し、上越市として考えはありますか。

牛木委員 : 本日の運営協議会とは異なりますが、自立支援協議会という福祉の関係団体が集まり、障害福祉に関する地域の課題解決に向けた協議を行っています。自立支援協議会の中には、障がい者の移動に関する移動支援部会という専門部会を設置しており、支援について協議を進めているところであります。今後はさらに施策に反映できるよう検討を重ねている段階であり、交通事業者と協議を交えながら少しでも改善していければと考えています。

野本委員 : 私はバス業界が長いものであり、自分のポリシーとして車で大事な方々を運ぶことについては24時間行いたいと考えています。プロの会社がNPOの会社を持つことができれば一番よい。NPOの業務時間は自分の時間として、労働組合の力も借りて。そういうことができればよいという夢はあります。但し、NPOの業務として運送する場合、携わる者がプロになるので、すきまがなく人員に余裕がないこと。また専門の業務のほうにも影響があらわれるため、

片桐委員に託した部分があります。

佐久間委員 : 私どものほうにもいろいろな市町村、団体からこのような相談が寄せられています。旅客自動車運送事業については、車両の維持管理や、人材の育成など安全、安心にかかるコストは高くなり、適正に利潤を得る場合、運賃に反映されることとなるが、その運賃は生活困窮者に対し高額になりがちとなります。そこで安い移動手段が展開された場合、他の交通事業が衰退してしまうことが地域にとって適切なのかということ、本当に困ったときにタクシー事業所がないなどの問題になりかねないです。

福祉政策と交通政策との共存共栄が必要であり、自家用自動車有償運送は公共交通機関を補完する位置づけで出来上がった制度であり、まだ入り込む余地はあります。入り込む余地を防いでおかなければ、安全、安心が揺らぐこととなります。そこは私ども国土交通省のほうで制度を最大限に効果が発揮できるよう議論をしていかなければならない。福祉政策と交通政策のバランスを運営協議会の中で協議することは難しいものとは思っています。

野本委員 : 公共交通活性化協議会、福祉有償運送協議会などの協議会があるが地域の交通のかぎられた部分を協議する場であり、地域の交通を広角に協議する場を行政が考えなければならない。どの場で協議を行うかについては先進地等の視察を行うのがよいのではないか。

佐久間委員 : 私ども道路運送法の中では、地域公共交通会議という会があり、地域の住民の合意を得ながら、生活交通の協議を行っており、幅広く議論を行っている地域はあります。但し、幅が広がれば広がるほど、いろいろな議論がでてくるため、絞った議論をしなければ到達点にたどりつけない課題はあるが、広く生活交通について議論を行っている地域はあります。

片桐委員 : 私どもヘルパー事業を休止させていただくにあたり、どうしても

事業が回らない部分が見られました。昔は家族の方が在宅していたことが多かったが、今は家族の方が働いており、サービス利用時間などオーダーが厳しくなっています。

現在は職員が現場に行き送迎を行っていますが、送迎と福祉のケアを分けなければならないと考えており、福祉事業所は福祉ケアに従事し、送迎は運送のプロが行うべきであろうと考えています。私たちは、福祉ケアについては学習しているが、福祉車両の運転については専門ではないため、送迎については運転手をお願いしておりますが、短時間で見つからない場合は講習を受けた福祉職員が行っている状況であり、送迎の問題部分があります。福祉施設は送迎により片道 270 円の報酬があり、往復で 1 回あたり 540 円の報酬となり、運送報酬によって福祉車両の購入や運転手の給料を支払っています。送迎に係る収入を計算したところ、1 日 20 名送迎を行うと年間 280 万円となり、福祉の送迎については、国から外注に出してよいとの通知が出ています。送迎について市内の福祉事業所全体にスケールを大きくした場合、一千万、二千万ほどのお金が生み出され、その財源を基に外注することができれば、福祉施設の職員は福祉ケアに専念することができます。

福祉事業所全体として送迎にかかる負担が大きいと、どこかで運送のプロの力を借りたいと考えているが、知恵があればお借りたい。

樋口会長 : 交通事業者、福祉事業所は今の考えを温めていただき、事務局は今後の協議に向け情報を集めていただきたい。

板垣副会長 : 福祉有償運送は公共交通を利用できない障がいをお持ちの方には一番重要な交通手段である。先ほどの意見のとおり、送迎と福祉ケアを分けることにより、介護保険制度と同様に家族がいなくとも安心して利用できるような制度にしなければならない。また、人工透析を受けている方は福祉タクシーを利用する方がいるが、金銭的な負担が大きく、福祉有償運送を含め、いい方法について考えてい

かなければならない。

樋口会長 : 他に意見はございませんか。以上で議題(3)その他を終了します。

事務局 : これをもちまして、平成27年度第1回上越市福祉有償運送運営協議会を終了いたします。

9 問合せ先

健康福祉部福祉課福祉係 TEL : 025-526-5111 (内線 1151)

E-mail : fukusi@city.joetsu.lg.jp

10 その他

別添の会議資料も併せてご覧ください。